

参 考 資 料

～ 第 2 回宇都宮地域合併協議会 ～

ア)	一般職の身分の取扱い	．．．．．	P 1 ~ 2
イ)	財産の取扱い	．．．．．	P 3 ~ 8
ウ)	特別職の身分の取扱い	．．．．．	P 9 ~ 13
エ)	条例，規則等の取扱い	．．．．．	P 14 ~ 15
オ)	事務組織及び機構の取扱い	．．．．．	P 16 ~ 22
カ)	一部事務組合の取扱い	．．．．．	P 23 ~ 25
キ)	公共的団体等の取扱い	．．．．．	P 26 ~ 30
ク)	慣行の取扱い	．．．．．	P 31 ~ 35
ケ)	国民健康保険関係事業の取扱い	．．．．．	P 36 ~ 39
コ)	コミュニティ関係事業の取扱い	．．．．．	P 40 ~ 45
サ)	環境・清掃関係事業の取扱い	．．．．．	P 46 ~ 48
シ)	介護保険関係事業の取扱い	．．．．．	P 49 ~ 52
ス)	保健衛生関係事業の取扱い	．．．．．	P 53 ~ 56
セ)	学校教育関係事業の取扱い	．．．．．	P 57 ~ 60
ソ)	社会教育関係事業の取扱い	．．．．．	P 61 ~ 64

ア 一般職の身分の取扱い

協定項目	一般職の身分の取扱い		所管専門部会名	総務部会
調整の方向性	1 一般職の職員（教育長を除く。）は、すべて宇都宮市の職員として引き継ぎ、職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、適正化を図る。			
	2 職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、宇都宮市の職員と不均衡が生じないよう公正に取り扱い、その細目は、1市2町の長が協議して別に定める。			
現 状 ・ 課 題 ・ 対 応				
宇 都 宮 市		上 河 内 町	河 内 町	備 考
職員数				
(合計) 3,533 人		111 人	233 人	平成 18 年 4 月 1 日現在
(行政職) 2,371 人		98 人	188 人	
(消防職) 438 人		宇都宮市に委託	宇都宮市に委託	
(技労職) 724 人		13 人	45 人	
職員定数				
3,677 人		120 人	250 人	平成 18 年 4 月 1 日現在
平均年齢				
43 歳 9 月		43 歳 8 月	43 歳 10 月	平成 18 年度地方公務員給与実態調査
平均給料月額				
360,000 円		341,900 円	321,700 円	
職員一人当たり人口				
129.2 人		88.6 人	152.3 人	平成 18 年 4 月 1 日現在

ア 一般職の身分の取扱い

(1) 先進事例

ア 新潟市の例（平成 17 年 10 月 10 日合併 編入 1 市 1 町）

巻町の定数内職員及び定数外の休職中等の職員は、全て新潟市の職員として引き継ぐ。

職員の任免，給与その他の身分の取扱いについては，新潟市の職員と不均衡が生じないよう公正に取扱うものとし，その細目は両市町の長が別に協議して定める。

イ 長野市の例（平成 17 年 1 月 1 日合併 編入 1 市 1 町 3 村）

大岡村，豊野町，戸隠村及び鬼無里村の一般職の職員は，すべて長野市の職員として引き継ぐ。

なお，職員の任命，給与その他の身分の取扱いについては，長野市の職員と不均衡が生じないよう公正に取り扱う。

(2) 関係法令

○ 市町村の合併の特例等に関する法律（平成 1 6 年法律第 5 9 号）

（職員の身分取扱い）

第 1 2 条 合併関係市町村は，その協議により，市町村の合併の際現にその職に在る合併関係市町村の一般職の職員が引き続き合併市町村の職員としての身分を保有するように措置しなければならない。

2 合併市町村は，職員の任免，給与その他の身分取扱いに関しては，職員のすべてに通じて公正に処理しなければならない。

イ 財産の取扱い

協定項目	財産の取扱い			所管専門部会名	総務部会
調整の方向性	上河内町，河内町の財産（権利及び義務を含む。）は，すべて宇都宮市に引き継ぐ。				
現 状 ・ 課 題 ・ 対 応					
財産の状況（平成１８年３月３１日現在）					
財 産 の 種 別		宇 都 宮 市		上 河 内 町	河 内 町
１．公有財産					
（１）土地・建物	土地	(㎡)	8,044,099.88	293,401.19	1,049,530.61
	建物	(㎡)	1,277,355.20	40,063.22	96,996.67
（２）山林	山林	(㎡)	139,390.00	693,864.00	－
	並木杉	(本)	1	1	1
（３）物権	地上権	(㎡)	4,301.64	6,690	－
	温泉権	(件)	1	1	－
（４）無体財産権		(件)	9	－	－
（５）有価証券		(千円)	646,700	－	－
（６）出資による権利	出資金	(千円)	93,670	5,082	3,010
	出捐金	(千円)	1,573,739	25,383	7,408
２．物品		(件)	3,103	61	225
３．債権		(千円)	2,189,588	－	－
４．基金	現金	(千円)	35,440,758	1,138,648	4,626,514
	土地	(千円)	636,317	195,853	291,354
	その他	(千円)	1,150,583	－	299,758
	山林	(㎡)	825,633	－	－
	立木	(㎡)	14,711	－	－

1. 公有財産の内訳

(1) 土地・建物の内訳

(単位: m²)

区 分			土 地				建 物			
			宇都宮市	上河内町	河内町	合 計	宇都宮市	上河内町	河内町	合 計
行政財産	公 用 財 産	本庁舎	27,310.66	9,434.66	6,377.78	43,123.10	49,653.28	3,907.65	3,293.74	56,854.67
		消防施設	39,972.59	3,389.28	3,460.46	46,822.33	21,401.78	976.05	1,287.24	23,665.07
		その他	850,761.75	28,128.99	3,660.96	882,551.70	96,297.29	2,543.66	2,024.45	100,865.40
		計	918,045.00	40,952.93	13,499.20	972,497.13	167,352.35	7,427.36	6,605.43	181,385.14
	公 共 用 財 産	学校	1,784,419.01	87,663.13	281,328.89	2,153,411.03	598,143.45	20,570.04	63,010.98	681,724.47
		公営住宅	273,055.19	0.00	0.00	273,055.19	228,229.01	0.00	0.00	228,229.01
		公園	2,303,218.62	47,292.55	382,370.80	2,732,881.97	6,962.25	105.15	5,834.17	12,901.57
		その他	2,332,387.11	100,372.20	282,169.64	2,714,928.95	235,029.25	10,335.13	21,546.09	266,910.47
		計	6,693,079.93	235,327.88	945,869.33	7,874,277.14	1,068,363.96	31,010.32	90,391.24	1,189,765.52
	行政財産計		7,611,124.93	276,280.81	959,368.53	8,846,774.27	1,235,716.31	38,437.68	96,996.67	1,371,150.66
普通財産			432,974.95	17,120.38	90,162.08	540,257.41	41,638.89	1,625.54	0.00	43,264.43
合 計			8,044,099.88	293,401.19	1,049,530.61	9,387,031.68	1,277,355.20	40,063.22	96,996.67	1,414,415.09

(2) 山林の内訳

土地の権利の区分	宇 都 宮 市		上 河 内 町		河 内 町	
	面積 (㎡)	立木推定蓄積量 (m3)	面積 (㎡)	立木推定蓄積量 (m3)	面積 (㎡)	立木推定蓄積量 (m3)
所 有	139,390.00	2,224	693,864.00	11,650	-	-
分 収	(1,158,518.00)	23,231	(147,400.00)	2,905	-	-
並 木 杉	-	1 本	-	1 本	-	1 本
合 計	139,390.00	25,455	693,864.00	14,555	-	-
		1 本		1 本		1 本

(3) 物権の内訳

区 分	宇 都 宮 市	上 河 内 町	河 内 町
地 上 権	4,301.64 ㎡	6690.00 ㎡	-
温 泉 権	1 件	1 件	-

(4) 無体財産権の内訳

区 分	宇 都 宮 市	上 河 内 町	河 内 町
著 作 権	8 件	-	-
出 版 権	1 件	-	-

(5) 有価証券の内訳

単位:円

区 分	宇 都 宮 市	上 河 内 町	河 内 町
株 券	646,700,000	-	-

(6) 出資による権利の内訳

単位:円

区 分	宇 都 宮 市	上 河 内 町	河 内 町
出 資 金	93,670,000	5,082,000	3,010,000
出 損 金	1,573,739,000	25,383,000	7,408,000
合 計	1,667,409,000	30,465,000	10,418,000

2. 物品の内訳(決算書登載品目・1件50万円以上)

区 分	宇 都 宮 市	上 河 内 町	河 内 町	合 計
乗用自動車	41	8	23	72
乗用以外の自動車	387	25	42	454
消防関係車両	203	14	25	242
事務用機器類	410	11	37	458
作業用機器類	69		5	74
計器類	92		1	93
写真・光学機器類	65	1	1	67
医療機器類	76	2	7	85
厨房用機器類	341		31	372
学校用教材用具類	259		17	276
装飾・造作用具類(美術品)	802		0	802
その他の物品	358		36	394
合 計	3,103	61	225	3,389

3. 債権の内訳

宇 都 宮 市		上 河 内 町		河 内 町	
奨学資金貸付金	1,617,466,800	-	-	-	-
母子寡婦福祉資金貸付金	572,120,728	-	-	-	-
		-	-	-	-
合 計	2,189,587,528	合 計	-	合 計	-

4. 基金の内訳

(1) 現金・土地・その他

宇 都 宮 市		上 河 内 町		河 内 町	
財政調整基金	10,472,845,080	財政調整基金	576,262,949	財政調整基金	507,104,000
国民健康保険給付基金	1,004,112,846	国保財政調整基金	115,413,037	国保財政調整基金	162,359,452
減債基金	6,979,553,970	減債基金	50,039,908	減債基金	1,170,293,000
介護給付基金	1,605,449,441	介護保険事業基金	2,249,058	介護保険介護給付費準備基金	32,738,402
土地開発基金	2,245,144,784	土地開発基金	300,810,781	土地開発基金	435,414,116
国保高額療養資金貸付基金	20,000,000	国保高額療養及び出産資金貸付基金	8,000,000	国保高額療養等資金貸付基金	20,146,100
公共施設等整備基金	2,079,843,096	教育施設整備基金	145,358,314	公共施設整備基金	1,071,948,000
職員退職手当基金	5,665,737,371	公務災害補償基金	10,000,000	庁舎建設基金	1,307,340,000
国際親善交流基金	34,444,289	地域づくり振興基金	126,370,173	ふるさとまちづくり基金	207,515,000
都市緑化基金	607,649,166			地域振興基金	42,100,000
社会福祉基金	1,219,526,567			地域福祉基金	260,668,000
河川環境基金	314,656,253				
競輪事業基金	4,259,113,612				
市民活動助成基金	8,255,148				
宇都宮城復元基金	62,547,116				
雇用支援対策基金	142,779,403				
用品調達基金	6,000,000				
美術品等収集基金	500,000,000				
合 計	37,227,658,142	合 計	1,334,504,220	合 計	5,217,626,070

1市2町基金合計 43,779,788,432 円

(2) 山林・立木

宇 都 宮 市		上 河 内 町		河 内 町	
山林 (㎡)	825,633	-	-	-	-
立木 (㎡)	14,711	-	-	-	-

イ 財産の取扱い

(1) 先進事例

ア 長野市の例（平成 17 年 1 月 1 日合併 編入 1 市 1 町 3 村）

大岡村，豊野町，戸隠村及び鬼無里村の財産（権利及び義務を含む。）は，すべて長野市に引き継ぐ。

イ 姫路市の例（平成 18 年 3 月 27 日合併 編入 1 市 2 町）

2 町の財産（権利及び義務を含む。）及び公の施設は，すべて姫路市に引き継ぐ。

ウ 高知市の例（平成 17 年 1 月 1 日合併 編入 1 市 2 村）

鏡村及び土佐山村の所有する財産は，高知市に引き継ぐ。

(2) 関係法令

○ 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）

（財産の管理及び処分）

第 2 3 7 条 この法律において「財産」とは，公有財産，物品及び債権並びに基金をいう。

2 ～ 3 略

（公有財産の範囲及び分類）

第 2 3 8 条 この法律において「公有財産」とは，普通地方公共団体の所有に属する財産のうち次に掲げるもの（基金に属するものを除く。）をいう。

（ 1 ） 不動産

（ 2 ） ～ （ 3 ） 略

（ 4 ） 地上権，（以下略）

（ 5 ） 特許権，著作権，（以下略）

（ 6 ） 株券～その他これらに準ずる有価証券

（ 7 ） 出資による権利

（ 8 ） 略

2 ～ 4 略

ウ 特別職の身分の取扱い

協定項目	特別職の身分の取扱い	所管専門部会名	総務部会	
調整の方向性	1 常勤特別職（教育長を含む。）の身分の取扱いについては、次のとおりとする。 上河内町及び河内町の常勤特別職（教育長を含む。）については、合併の日の前日をもって失職する。 2 その他の非常勤特別職（議会議員，農業委員会委員及び消防団員を除く。）については、次のとおりとする。 上河内町及び河内町のその他の非常勤特別職（議会議員，農業委員会委員及び消防団員を除く。）については、基本的には合併の日の前日をもって失職するが，新市においても引き続き設置する必要があるものについては，宇都宮市の制度・基準をもとに調整し，別に定める。			
現 状 ・ 課 題 ・ 対 応				
1 現状				
	宇 都 宮 市	上 河 内 町	河 内 町	備 考
常勤特別職の種類	・ 市長 ・ 助役 ・ 収入役 ・ 教育長 ・ 企業管理者 ・ 代表監査委員	・ 町長 ・ 助役 ・ 収入役 ・ 教育長	・ 町長 ・ 助役 ・ 収入役 ・ 教育長	上河内町，河内町の代表監査委員は非常勤

ウ 特別職の身分の取扱い

(1) 先進事例

ア 浜松市の例（平成17年7月1日合併 編入 3市8町1村）

- 1 浜北市，天竜市，舞阪町，雄踏町，細江町，引佐町，三ヶ日町，春野町，佐久間町，水窪町及び龍山村の長，助役，収入役，公営企業管理者，固定資産評価員及び執行機関の委員（教育長である教育委員会委員を含む。）については，失職するものとする。ただし，任期の特例の適用を受ける農業委員会委員を除く。
- 2 浜北市，天竜市，舞阪町，雄踏町，細江町，引佐町，三ヶ日町，春野町，佐久間町，水窪町及び龍山村の附属機関の委員その他の非常勤の特別職の委員又は職員については，原則として失職するものとするが，特別な事由により新市において引き続き設置する必要があるものについては，別途調整を行うものとする。

イ 豊田市の例（平成17年4月1日合併 編入 1市4町2村）

各町村の常勤の特別職（教育長を含む。）及び非常勤の特別職（農業委員を除く。）は，合併の前日をもって失職するものとする。

(2) 関係法令

○ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）

（一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員）

第3条 地方公務員の職は，一般職と特別職とに分ける。

2 一般職は，特別職に属する職以外の一切の職とする。

3 特別職は，左に掲げる職とする。

（1） 就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙，議決若しくは同意によることを必要とする職

（1）の2 地方開発事業団の理事長，理事及び監事の職

（1）の3 地方公営企業の管理者及び企業団の企業長の職

（2） 法令又は条例，地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会（審議会その他これに準ずるものを含む。）の構成員の職で臨時又は非常勤のもの

（2）の2 都道府県労働委員会の委員の職で常任のもの

（3） 臨時又は非常勤の顧問，参与，調査員，嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職

- (4) 地方公共団体の長、議会の議長その他地方公共団体の機関の長の秘書の職で条例で指定するもの
- (5) 非常勤の消防団員及び水防団員の職
- (6) 特定地方独立行政法人の役員

○ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

（知事及び市町村長）

第 139 条 略

- 2 市町村に市町村長を置く。

（任期）

第 140 条 普通地方公共団体の長の任期は、4 年とする。

- 2 略

（副知事・助役の設置及びその定数）

第 161 条 略

- 2 市町村に助役 1 人を置く。但し、条例でこれを置かないことができる。
- 3 副知事及び助役の定数は、条例でこれを増加することができる。

（副知事及び助役の選任）

第 162 条 副知事及び助役は、普通地方公共団体の長が議会の同意を得てこれを選任する。

（副知事及び助役の任期）

第 163 条 副知事及び助役の任期は、4 年とする。但し、普通地方公共団体の長は、任期中においてもこれを解職することができる。

（出納長・収入役及び副出納長・副収入役）

第 168 条 略

- 2 市町村に収入役 1 人を置く。ただし、政令で定める市及び町村は、条例で収入役を置かず市町村長又は助役をしてその事務を兼掌させることができる。
- 3 都道府県は条例で副出納長を、市町村は条例で副収入役を置くことができる。

4 副出納長及び副収入役の定数は、条例でこれを定める。

5～6 略

7 第141条、第142条、第159条、第162条、第163条本文及び第164条の規定は、出納長及び収入役にこれを準用する。

8～9 略

(監査委員の設置及び定数)

第195条 普通地方公共団体に監査委員を置く。

2 略

(選任及び兼職の禁止)

第196条 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（以下本款において「識見を有する者」という。）及び議員のうちから、これを選任する。この場合において、議員のうちから選任する監査委員の数は、監査委員の定数が4人のときは2人又は1人、3人以内のときは1人とするものとする。

2～4 略

5 都道府県及び政令で定める市にあつては、識見を有するもののうちから選任される監査委員のうち少なくとも1人以上は、常勤としなければならない。

(任期)

第197条 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては4年とし、議員のうちから選任される者にあつては議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

(代表監査委員)

第199条の3 監査委員は、その定数が4人又は3人の場合にあつては識見を有する者のうちから選任される監査委員の1人を、2人の場合にあつては識見を有する者のうちから選任される監査委員を代表監査委員としなければならない。

2～4 略

○ 地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）

（この法律の適用を受ける企業の範囲）

第 2 条 この法律は、地方公共団体の経営する企業のうち次に掲げる事業（これらに附帯する事業を含む。以下「地方公営企業」という。）に適用する。

- （1） 水道事業（簡易水道事業を除く。）
- （2） 工業用水道事業
- （3） 軌道事業
- （4） 自動車運送事業
- （5） 鉄道事業
- （6） 電気事業
- （7） ガス事業

2～3 略

（管理者の設置）

第 7 条 地方公営企業を経営する地方公共団体に、地方公営企業の業務を執行させるため、第 2 条第 1 項の事業ごとに管理者を置く。ただし、条例で定めるところにより、政令で定める地方公営企業について管理者を置かず、又は 2 以上の事業を通じて管理者 1 人を置くことができる。なお、水道事業（簡易水道事業を除く。）及び工業用水道事業を併せて経営する場合又は軌道事業、自動車運送事業及び鉄道事業のうち 2 以上の事業を併せて経営する場合においては、それぞれ当該併せて経営する事業を通じて管理者 1 人を置くことを常例とするものとする。

（管理者の選任及び身分取扱い）

第 7 条の 2 管理者は、地方公営企業の経営に関し識見を有する者のうちから、地方公共団体の長が任命する。

2～3 略

4 管理者の任期は、4 年とする。

5 管理者は、再任されることができる。

6 管理者は、常勤とする。

7～11 略

エ 条例，規則等の取扱い

協定項目	条例，規則等の取扱い		所管専門部会名	総務部会
調整の方向性	宇都宮市の条例，規則等を適用する。ただし，事務事業の取扱い等についての調整結果を踏まえ，条例，規則等の新規制定，一部改正等が必要なものについては，所要の措置を行う。			
現 状 ・ 課 題 ・ 対 応				
宇 都 宮 市	上 河 内 町	河 内 町	備 考	
1 条例数 2 5 5	1 4 0	1 4 7	平成18年4月1日現在	
2 規則数 3 5 0	1 7 5	1 7 6		
3 訓令数 8 4	1 2 6	4 4		

エ 条例，規則等の取扱い

(1) 先進事例

ア 秋田市の例（平成 17 年 1 月 11 日合併 編入 1 市 2 町）

秋田市の条例，規則等を適用する。ただし，各種事業等の調整方針と関係する条例，規則等については，その調整を踏まえて所要の改正等を行うものとする。

イ 福山市の例（平成 18 年 3 月 1 日合併 編入 1 市 1 町）

福山市の条例及び規則を適用するものとする。ただし，各種協議事項等の調整方針と関係する条例及び規則については，その調整を踏まえて規定の整理を行うものとする。

ウ 鹿児島市の例（平成 16 年 11 月 1 日合併 編入 1 市 5 町）

鹿児島市の条例，規則等を適用する。ただし，各種事務事業の調整内容を踏まえ，条例，規則等の新規制定，一部改正等が必要なものについては，所要の措置を行うものとする。

(2) 関係法令

○ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

（地方公共団体の法人格とその事務）

第 2 条 略

2 普通地方公共団体は，地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるものを処理する。

3～17 略

（条例の制定及び罰則）

第 14 条 普通地方公共団体は，法令に違反しない限りにおいて第 2 条第 2 項の事務に関し，条例を制定することができる。

2 普通地方公共団体は，義務を課し，又は権利を制限するには，法令に特別の定めがある場合を除くほか，条例によらなければならない。

3 略

（規則）

第 15 条 普通地方公共団体の長は，法令に違反しない限りにおいて，その権限に属する事務に関し，規則を制定することができる。

2 略

オ 事務組織及び機構の取扱い

協定項目	事務組織及び機構の取扱い			所管専門部会名	総務部会
調整の方向性	1 現在の上河内町及び河内町の役場は、地方自治法上の支所とする。 2 支所の組織機構については、地域自治制度を効果的に推進できる簡素で効率的な組織とし、住民生活に支障を来すことがないよう配慮しつつ、段階的に見直しを図る。 3 上河内町及び河内町に置かれている附属機関は、法律に定められているもの等を除き、原則として廃止する。				
現 状 ・ 課 題 ・ 対 応					
	宇 都 宮 市	上 河 内 町	河 内 町	備 考	
組織機構	・ 資料１８～１９ページのとおり	・ 資料１８～１９ページのとおり	・ 資料１８～１９ページのとおり		
附属機関	・ 資料２０～２２ページのとおり	・ 資料２０～２２ページのとおり	・ 資料２０～２２ページのとおり		

オ 事務組織及び機構の取扱い

(1) 先進事例

ア 秋田市の例（平成 17 年 1 月 11 日合併 編入 1 市 2 町）

- 1 現在の河辺町役場および雄和町役場は，地方自治法第 155 条第 1 項の規定に基づく出先機関とする。
- 2 出先機関の組織については，合併時の特殊事情に鑑み，住民生活に急激な変化を来たすことのないよう配慮し，段階的に再編，見直しを図る。
また，住民生活に直接影響を与えない管理部門は早期に統合する。
- 3 附属機関については，各種事務事業の調整協議の内容を踏まえ，所要の措置を行うものとする。

イ 岡山市の例（平成 17 年 3 月 22 日合併 編入 1 市 2 町）

- 1 行政組織及び機構の取扱いについては，住民サービスの低下を来たすことのないよう配慮する。
- 2 御津町及び灘崎町については，それぞれの区域を所管区域とする支所を設置し，各種事務事業の調整方針に支障がないよう適切に措置することとする。
- 3 附属機関については，1 市 2 町の同一又は同種の機関は岡山市に統合するものとし，2 町に設置されている機関で岡山市に同一又は同種のものがない場合は，地域住民の意向を反映した適切な措置を講じるものとする。

(2) 関係法令

○ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

（支庁・地方事務所・支所等の設置）

第 155 条 普通地方公共団体の長は，その権限に属する事務を分掌させるため，条例で，必要な地に，都道府県にあつては支庁（道にあつては支庁出張所を含む。以下これに同じ。）及び地方事務所，市町村にあつては支所又は出張所を設けることができる。

2～3 略

（委員会・委員及び附属機関の設置）

第 138 条の 4 普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外，法律の定めるところにより，委員会又は委員を置く。

2 略

3 普通地方公共団体は，法律又は条例の定めるところにより，執行機関の附属機関として自治紛争処理委員，審査会，審議会，調査会その他の調停，審査，諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし，政令で定める執行機関については，この限りでない。

カ 一部事務組合の取扱い

協定項目	一部事務組合の取扱い		所管専門部会名	総務部会
調整の方向性	1 市 2 町が加入している栃木県市町村総合事務組合で処理している事務のうち、2 町のみが該当するものについては合併の日の前日をもって脱退し、1 市 2 町が該当するものについては、新市として引き続き加入する。			
現 状 ・ 課 題 ・ 対 応				
加入の状況	一部事務組合の名称と構成市町	事務内容や現況等	合併時の考え方	課題等
① 1 市 2 町が加入しているもの	・ 栃木県市町村総合事務組合（県内市町）	・ 消防組織法第 1 5 条の 7 第 1 項の規定による非常勤消防団員に係る損害補償 ・ 消防法第 3 6 条の 3 第 1 項の規定による消防作業に従事した者又は救急業務に協力した者に係る損害補償 ・ 水防法第 6 条の 2 第 1 項の規定による水防団長及び水防団員に係る損害補償 ・ 水防法第 4 5 条の規定による水防に従事した者に係る損害補償 ・ 災害対策基本法第 8 4 条第 1 項の規定による応急措置の業務に従事した者に係る損害補償 ・ 消防組織法第 1 5 条の 8 の規定による非常勤消防団員に対する退職報償金の支給	・ 新市として引き続き加入	

加入の状況	一部事務組合の名称と構成市町	事務内容や現況等	合併時の考え方	課題等
① 1 市 2 町が加入しているもの	・ 栃木県市町村総合事務組合（県内市町）	・ 栃木県自治会館の設置，管理及び運営	・ 新市として引き続き加入	
② 2 町のみが加入しているもの	・ 栃木県市町村総合事務組合（県内町村）	・ 地方自治法第 2 0 4 条第 2 項に規定する常勤の職員に対する退職手当の支給 ・ 地方公務員災害補償法第 7 章に規定する市町村の議会の議員の公務上又は通勤による災害に対する補償	・ 2 町は組合から脱退	
③ 特定の市町がしているもの	・ 宇都宮市市街地開発組合（栃木県と宇都宮市で構成）	・ 工業団地の造成，管理，処分等	・ これまでどおり存続	

カ 一部事務組合の取扱い

(1) 先進事例

ア 福山市の例（平成 18 年 3 月 1 日合併 編入 1 市 1 町）

深品環境衛生組合については、解散するものとし、福山市と神辺町で解散に向けた手続きを進めるものとする。

福山市と神辺町が加入している一部事務組合等については、福山市として引き続き加入するものとする。

神辺町のみが加入している一部事務組合等については、合併の日の前日をもって脱退するものとする。

イ 高松市の例（平成 17 年 9 月 26 日合併 編入 1 市 1 町）

両市町が加入している一部事務組合については、高松市として引き続き加入する。

塩江町のみが加入している一部事務組合については、住民サービスの変化を来さないことを基本に、その取扱いについて、合併時までには調整し、所要の手続きを行う。

塩江町土地開発公社については、高松市土地開発公社に統合する。

ウ 鹿児島市の例（平成 16 年 11 月 1 日合併 編入 1 市 5 町）

吉田町、喜入町、松元町及び郡山町が加入している一部事務組合及び広域連合については、平成 16 年 10 月 31 日をもって脱退し、消防、介護保険、ごみ、し尿及び斎場に係る共同処理業務は、鹿児島市に引き継ぐことを基本に合併時までには調整するものとする。

(2) 関係法令

○ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

（組織、事務及び規約の変更）

第 286 条 一部事務組合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次条第 1 項第 1 号、第 4 号又は第 7 号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

2 略

キ 公共的団体等の取扱い

協定項目		公共的団体等の取扱い		所管専門部会名	総務部会
調整の方向性		公共的団体等については、地方自治法第１５７条に規定する総合調整権を長が有することから、新市の速やかな一体性の確立に資するため、各団体の実情を尊重しながら、原則として合併時に統合するよう調整に努める。			
現 状 ・ 課 題 ・ 対 応					
公共的団体等の主な例					
	項 目	宇 都 宮 市	上 河 内 町	河 内 町	
1	明るい選挙推進協議会	宇都宮市明るい選挙推進協議会		河内町明るい選挙推進協議会	
2	防犯協会	宇河防犯協会	上河内町防犯協会・宇河防犯協会	宇河防犯協会	
3	自衛消防協会	宇都宮自衛消防協会			
4	危険物保安協会	宇都宮危険物保安協会			
5	社会福祉協議会	宇都宮市社会福祉協議会	上河内町社会福祉協議会	河内町社会福祉協議会	
6	保護区保護司会	宇都宮保護区保護司会	上河内町保護司会（宇都宮保護区）	河内町保護司会（宇都宮保護区）	
7	更正保護婦人会	宇都宮更正保護女性会	上河内町更正保護女性会	河内町更正保護女性会	
8	母子寡婦福祉会	宇都宮市母子寡婦福祉連合会	上河内町母子寡婦福祉会	河内町母子寡婦福祉会	
9	老人クラブ連合会	宇都宮市老人クラブ連合会	上河内町老人クラブ連合会	河内町老人クラブ連合会	
10	身体障害者福祉協会	宇都宮障害者福祉会連合会	上河内町身体障害者福祉会	河内町身体障害者福祉会	
11	民生委員児童委員協議会	宇都宮市民生委員児童委員協議会	上河内町民生委員児童委員協議会	河内町民生委員児童委員協議会	
12	日本赤十字社	日本赤十字社栃木県支部 宇都宮市地区	日本赤十字社栃木県支部 上河内分区	日本赤十字社栃木県支部 河内町分区	

	項 目	宇 都 宮 市	上 河 内 町	河 内 町
13	医師会	宇都宮市医師会		
14	歯科医師会	宇都宮市歯科医師会		
15	薬剤師会	宇都宮市薬剤師会	栃木県薬剤師会塩谷支部	
16	農業協同組合	宇都宮農業協同組合		
17	農業公社	宇都宮市農業公社	上河内町農業公社	
18	森林組合	宇都宮市森林組合	上河内町森林組合	
19	自衛防疫協議会	宇都宮市家畜防疫団体連絡協議会		
20	シルバー人材センター	宇都宮市シルバー人材センター	(社) 上河内町シルバー人材センター	河内町シルバー人材センター
21	商工会議所，商工会	宇都宮商工会議所	上河内商工会	河内町商工会
22	観光コンベンション協会	宇都宮観光コンベンション協会	上河内町観光協会	
23	自治会連合会	宇都宮市自治会連合会	上河内町自治会長連絡協議会	河内町自治会長連合会
24	女性団体	宇都宮市女性団体連絡協議会	上河内町女性団体連絡協議会	河内町女性団体連絡協議会
25	子ども会育成連絡協議会	宇都宮市子ども会連合会	上河内町子ども会育成会連絡協議会	河内町子ども会連合会
26	ボランティア協会	宇都宮ボランティア協会	上河内町社会教育ボランティア	
27	体育協会	宇都宮市体育協会	上河内町体育協会	河内町体育協会
28	体育指導委員会	宇都宮市体育指導委員会	上河内町体育指導委員連絡協議会	河内町体育指導委員会

	項 目	宇 都 宮 市	上 河 内 町	河 内 町
29	スポーツ少年団本部	宇都宮市スポーツ少年団本部	上河内町スポーツ少年団本部	河内町スポーツ少年団
30	文化協会	宇都宮市文化協会	上河内町文化協会	河内町文化協会
31	青少年健全育成会議	宇都宮市青少年育成市民会議	上河内町青少年育成町民会議	河内町青少年育成町民会議
32	P T A連合会	宇都宮市P T A連合会	上河内町P T A連絡協議会	河内町P T A連絡協議会
33	その他	その他の公共的団体等		

【1つの市域（または2以上の市町村域）に1団体のみ設置となるもの】

- ・ 社会福祉協議会（社会福祉法）
- ・ 保護区保護司会（保護司法）
- ・ 日本赤十字社（日本赤十字社法，日本赤十字社定款）
- ・ シルバー人材センター（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律）

【市域を数区域に分けて設置するとともに，市域全体での連合体を有するもの】

- ・ 民生委員児童委員協議会（民生委員法，児童福祉法）

【1つの市域に複数の団体を設置することが可能なもの】

- ・ 商工会議所，商工会（商工会議所法，商工会法）

キ 公共的団体等の取扱い

(1) 先進事例

ア 前橋市の例（平成 16 年 12 月 5 日合併 編入 1 市 1 町 2 村）

公共的団体等については，新市の速やかな一体性を確立するため，各種団体の実情を尊重しながら，次のとおり調整に努めるものとする。

- 1 各市町村に共通している団体は，合併時に統合するよう調整に努めるものとする。
- 2 統合に時間を要する団体は，将来統合するよう調整に努めるものとする。

イ 長崎市の例（平成 17 年 1 月 4 日合併 編入 1 市 6 町）

公共的団体等については，合併後の市の一体性が速やかに確立されるよう，それぞれの実情を尊重しながら，統合整備に努めるものとする。

ウ 鹿児島市の例（平成 16 年 11 月 1 日合併 編入 1 市 5 町）

公共的団体等は，合併後における市の一体性の確立に資するため，各団体のこれまでの経緯，実情等を十分尊重しながら，統合整備に努めるものとする。

(2) 関係法令

○ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

（公共的団体等の監督）

第 157 条 普通地方公共団体の長は，当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整を図るため，これを指揮監督することができる。

2 前項の場合において必要があるときは，普通地方公共団体の長は，当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等をして事務の報告をさせ，書類及び帳簿を提出させ及び実地について事務を視察することができる。

3～4 略

○ 市町村の合併の特例等に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）

（国，都道府県等の協力等）

第 65 条第 7 項 合併関係市町村の区域内の公共的団体等は，市町村の合併に際しては，合併市町村の一体性の確立に資するため，その統合整備を図るように努めなければならない。

(3) 「公共的団体等の取扱い」に関する考え方

ア 公共的団体等の定義

「公共的団体等」とは、農業協同組合、森林組合、商工会議所等の産業経済団体、社会福祉協議会、赤十字社等の厚生社会事業団体、教育団体、青年団、文化団体、スポーツ団体等の教育文化スポーツ団体等、公共的な活動を営むものはすべて含まれ、法人であるか否かは問わない。(【参考】逐条地方自治法より抜粋)

民法第34条の規定に基づく公益法人についても、その具体的活動が公共的活動に及ぶ限りにおいては、地方自治法第157条の公共的団体等に包含される。

イ 「公共的団体等の取扱い」として協議の必要があるもの

- 1 市町の区域をもって設置する旨の法的根拠があるもの
- 2 市町の事業に大きく関与しているものや団体の設置について市町が意思が関与しているもの
- 3 同じ目的を持った団体で、統合することによって効率的な活動や組織の強化が期待できるもの

【例】社会福祉協議会、商工会議所、商工会、シルバー人材センター、医師会等

ク 慣行の取扱い

協定項目	慣行の取扱い	所管専門部会名	総務部会
調整の方向性	宇都宮市の制度に統一する。 なお、各町の慣行については、各地域において引き続き継承する。		
現 状 ・ 課 題 ・ 対 応			
1 市町章について			
宇 都 宮 市	上 河 内 町	河 内 町	
明治44年制定（昭和47年規格制定・告示）  宇都宮城が「亀が丘城」といわれたのになみ、亀甲形と宇都宮の「宮」の文字を図案化したもので、古い歴史を持つ郷土の万年にわたる栄光と限りない発展とを表徴するもの ＊市章の規格制定（昭和47年）とあわせて市旗の規格を制定・告示	昭和44年制定  羽黒山、鬼怒川の流れを図案化し、羽黒村、絹島村の合併により上河内村が誕生、円満一体のうちに、飛躍伸展しようとするもの	昭和42年制定  「河内」を図案化したもの。 丸は平和を表し矢印は躍進を表している。	

2 市町民憲章について	
宇 都 宮 市	上 河 内 町
昭和55年制定 宇都宮市は、恵まれた自然と古い歴史に支えられ、二荒の森を中心に栄えてきたまちです。 このふるさとに誇りをもち、みんなの力で豊かな未来を築くため、市民の誓いを定めます。 1 健康で、心のふれあう明るいまちをつくります。 2 きまりを守り、活気あふれる楽しいまちをつくります。 3 学ぶことを大切に、文化の薫る美しいまちをつくります。	昭和60年制定 わたくしたちは、秀麗な羽黒山と水清らかな鬼怒の流れの美しい自然にはぐくまれた郷土かみかわちをこよなく愛し、かみかわちが大きく飛躍し、いつまでも住み良い郷土であることを願って、この憲章を定めます。 1 恵まれた自然を守り、美しい郷土を大切にします。 1 きまりを守り、互いに助け合う郷土をつくります。 1 勤労にはげみ、豊かな活力ある郷土を築きます。 1 歴史を尊び、文化あふれる郷土を育てます。 1 スポーツに親しみ、健康で明るい郷土をめざします。
河 内 町	備 考
昭和60年制定 河内町は、水と緑に恵まれた、歴史と伝統にかがやく町です。 わたくしたちは、河内町民であることに誇りをもち、明るく住みよい郷土を築くため、この憲章を定めます。 1. スポーツに親しみ、健康で明るい町をつくります。 1. 心の触れ合いを大切に、住みよい町をつくります。 1. 教養を深め、文化のかおり高い町をつくります。	

3 市町の歌について			
宇 都 宮 市	上 河 内 町	河 内 町	備 考
昭和31年制定 ・宇都宮の歌 ・宇都宮音頭	平成6年 上河内町歌（音頭）	昭和53年制定 河内町音頭	
4 市町の木について			
宇 都 宮 市	上 河 内 町	河 内 町	備 考
昭和61年制定 イチョウ ＊緑化推奨木 トチノキ，キンモクセイ，ウメモド キ，サザンカ 市制90周年記念事業の一環として，昭和61年に制定	昭和60年制定 ユズ	昭和53年制定 ツゲ	
5 市町の花について			
宇 都 宮 市	上 河 内 町	河 内 町	備 考
昭和45年制定 サツキ ・明治100年に当たる昭和43年に，明治100年記念事業として選定 ・市制記念日の4月1日に市花を制定・告示	昭和60年制定 ヤマツツジ	昭和53年制定 サギソウ	

6 市町の鳥について			
宇 都 宮 市	上 河 内 町	河 内 町	備 考
なし	昭和60年制定 ヒバリ	なし	
7 市町民の日について			
宇 都 宮 市	上 河 内 町	河 内 町	備 考
昭和61年制定 4月1日 *毎年市民の日事業を実施	平成9年制定 7月1日	なし	

ク 慣行の取扱い

(1) 先進事例

ア 秋田市の例（平成 17 年 1 月 11 日合併 編入 1 市 2 町）

慣行の取扱いについては、合併時に秋田市の制度に統一する。

ただし、両町の木、花、鳥は、それぞれの地域において継承していくよう努めるものとする。

イ 長崎市の例（平成 17 年 1 月 4 日合併 編入 1 市 6 町）

長崎市き章、長崎市の花及び木並びに長崎市歌を適用するものとする。

ただし、各町のき章、町章、町の花、木、花木、鳥及び魚並びに町民歌は、次のとおり取扱うものとする。

- 1 き章及び町章については、それぞれの地区のシンボルとして継承するものとする。
- 2 町の花、木、花木、鳥及び魚については、それぞれの地区の推奨の花、木、花木、鳥及び魚とするものとする。
- 3 町民歌については、それぞれの地区の愛唱歌として伝承していくものとする。

ウ 鹿児島市の例（平成 16 年 11 月 1 日合併 編入 1 市 5 町）

- 1 市紋章は、鹿児島市の市紋章を用いるものとする。
- 2 市旗は、鹿児島市の旗を用いるものとする。
- 3 市民歌は、鹿児島市の市民歌を用いるものとする。
- 4 市民憲章は、鹿児島市の市民憲章を用いるものとする。
- 5 名誉市民は、鹿児島市の制度に統合するものとする。
- 6 市木・市花は、鹿児島市の市木・市花を用いるものとする。
- 7 都市宣言は、鹿児島市の都市宣言を用いるものとするが、歴史的経緯等を踏まえ、その取扱いについて合併時までには検討するものとする。

ケ 国民健康保険関係事業の取扱い

協定項目	国民健康保険関係事業の取扱い			所管専門部会名	住民部会
調整の方向性	1 国民健康保険事業については、原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。 2 国民健康保険税の賦課については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から宇都宮市の制度に統一する。				
現 状 ・ 課 題 ・ 対 応					
宇 都 宮 市		上 河 内 町		河 内 町	備 考
国民健康保険平均被保険者数 1 6 3 , 3 1 8 人		3 , 7 0 7 人		1 1 , 9 7 9 人	平成17年度事業年報データより (平均被保険者数・世帯数及び1人 当たり保険税調定額・保険給付額)
国民健康保険平均世帯数 8 5 , 2 0 6 世帯		1 , 6 0 4 世帯		5 , 6 8 6 世帯	
1人当たり保険税調定額 9 7 , 2 8 8 円		9 1 , 9 5 9 円		9 3 , 0 0 0 円	現年度（一般＋退職）医療給付費 分、介護納付金分の合算額 老人保健給付額を含む保険者負担 分
1人当たり保険給付額 2 9 2 , 3 5 5 円		2 7 7 , 1 4 9 円		2 8 9 , 1 5 1 円	
国民健康保険税の賦課（医療給付費分）					
	宇 都 宮 市	上 河 内 町	河 内 町	備 考	
所 得 割	8 . 1 6 %	8 . 3 %	8 . 2 %	均一課税とするが、合併日を含む 年度の税率、賦課限度額等は現行の とおりとする。	
資 産 割	2 2 . 0 %	3 3 . 0 %	5 3 . 0 %		
均 等 割	2 7 , 0 0 0 円	2 4 , 0 0 0 円	1 9 , 2 0 0 円		
平 等 割	3 0 , 0 0 0 円	2 5 , 0 0 0 円	2 2 , 8 0 0 円		
賦課限度額	5 3 0 , 0 0 0 円	5 3 0 , 0 0 0 円	5 2 0 , 0 0 0 円		

国民健康保険税の賦課（介護納付金分）				
	宇 都 宮 市	上 河 内 町	河 内 町	備 考
所 得 割	1． 7 %	1． 2 %	0． 6 %	均一課税とするが、合併日を含む年度の税率，賦課限度額等は現行のとおりとする。
資 産 割	3． 0 %	1． 3 %	3． 0 %	
均 等 割	7， 3 0 0 円	5， 3 0 0 円	4， 8 0 0 円	
平 等 割	6， 0 0 0 円	4， 6 0 0 円	3， 0 0 0 円	
賦課限度額	8 0， 0 0 0 円	8 0， 0 0 0 円	8 0， 0 0 0 円	
人間ドック，脳ドック受診補助事業				
	宇 都 宮 市	上 河 内 町	河 内 町	備 考
補助上限額	2 4， 0 0 0 円（定額）	受診費用の2／3 （平均2 7， 3 0 0 円）	受診費用の7割 （上限3 0， 0 0 0 円） （平均2 7， 8 7 9 円）	宇都宮市の制度を基準に調整する。
出産費，高額療養費貸付事業				
	宇 都 宮 市	上 河 内 町	河 内 町	備 考
出 産 費 （貸付上限）	8 割	9 割	8 割	宇都宮市の制度を基準に調整する。
高額療養費 （貸付上限）	9 割	9 割	1 0 割	

ケ 国民健康保険関係事業の取扱い

(1) 先進事例

ア 秋田市の例（平成 17 年 1 月 11 日合併 編入 1 市 2 町）

国民健康保険事業については、合併時に秋田市の制度に統一する。

ただし、1 市 2 町において税率等および葬祭費の給付額の異なる制度については、次のとおり取り扱うものとする。

- 1 国民健康保険税の賦課については、合併年度までに限り、1 市 2 町それぞれの条例の例による。
- 2 葬祭費の給付額については、合併年度までに限り、1 市 2 町それぞれの条例の例による。

イ 姫路市の例（平成 18 年 3 月 27 日 編入 1 市 1 町）

国民健康保険事業については、原則として姫路市の制度に統一する。

ただし、家島町の国民健康保険税は合併年度は現行どおりとし、平成 1 8 年度から姫路市の制度に統一する。

ウ 高松市の例（平成 17 年 9 月 26 日合併 編入 1 市 1 町）

国民健康保険事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。

エ 鹿児島市の例（平成 16 年 11 月 1 日 編入 1 市 5 町）

国民健康保険事業については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。

ただし、国民健康保険税の税率等については、平成 1 6 年度に限り、現行の制度を基本とする。

(2) 関係法令

○ 国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号）

（保険料）

第 7 6 条 保険者は、国民健康保険事業に要する費用（老人保健拠出金及び介護納付金の納付に要する費用を含み、第 8 1 条の 2 第 1 項の規定により厚生労働大臣が定める組合にあつては、同条第 2 項の規定による拠出金の納付に要する費用を、健康保険法第 1 7 9 条に規定する組合にあつては、同法の規定による日雇拠出金の納付に要する費用を含む。）に充てるため、世帯主又は組合員から保険料を徴収しなければならない。ただし、地方税法の規定により国民健康保険税を課するときは、この限りでない。

2 略

(条例又は規約への委任)

第 8 1 条 この章に規定するもののほか、賦課額、料率、賦課期日、納期、減額賦課その他保険料の賦課及び徴収等に関する事項は、政令で定める基準に従つて条例又は規約で定める。

第 8 2 条 保険者は、健康教育、健康相談、健康診査その他の被保険者の健康の保持増進のために必要な事業を行うように努めなければならない。

2 保険者は、被保険者の療養のために必要な用具の貸付けその他の被保険者の療養環境の向上のために必要な事業、保険給付のために必要な事業、被保険者の療養又は出産のための費用に係る資金の貸付けその他の必要な事業を行うことができる。

3 ～ 5 略

○ 地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）

（国民健康保険税）

第 7 0 3 条の 4 国民健康保険を行う市町村（一部事務組合又は広域連合を設けて国民健康保険を行う場合においては、当該一部事務組合又は広域連合に加入している市町村）は、国民健康保険に要する費用（老人保健法の規定による拠出金及び介護保険法の規定による納付金の納付に要する費用を含むものとし、国民健康保険を行う一部事務組合又は広域連合に加入している市町村にあつては、当該一部事務組合又は広域連合の国民健康保険に要する費用（老人保健法の規定による拠出金及び介護保険法の規定による納付金の納付に要する費用を含む。）の分賦金とする。次項において同じ。）に充てるため、国民健康保険の被保険者である世帯主に対し、国民健康保険税を課することができる。

2 ～ 2 7 略

コ コミュニティ関係事業の取扱い

協定項目	コミュニティ関係事業の取扱い		所管専門部会名	住民部会	
調整の方向性	1 自治会組織については、連合組織を設置できるよう調整に努める。 2 自治会長の身分については、合併時に宇都宮市の制度に合わせ、任意団体の長として扱う。 3 自治会への補助金等については、平成20年度から宇都宮市の制度に統一する。 4 コミュニティ活動については、さらに充実・強化が図られるよう、地域の実情を考慮しながら支援策を推進していく。				
現 状 ・ 課 題 ・ 対 応					
宇 都 宮 市		上 河 内 町		河 内 町	備 考
人 口 456,603人		9,549人		35,109人	平成18年4月1日現在
世帯数 183,224世帯		2,722世帯		11,703世帯	
加入世帯数 121,243世帯		2,512世帯		9,402世帯	
加入率（世帯数ベース） 66.2%		92.3%		80.3%	
単位自治会規模 (最大) 1,260世帯 (最小) 8世帯 (平均) 171世帯		(最大) 360世帯 (最小) 14世帯 (平均) 87世帯		(最大) 1,250世帯 (最小) 20世帯 (平均) 184世帯	
単位自治会数 709		29		51	
班数 11,475		班数 247		班数 893	
回覧数 13,620		回覧数 276		回覧数 893	

宇 都 宮 市	上 河 内 町	河 内 町	備 考
自治会組織			
連合組織 宇都宮市自治会連合会	上河内町自治会長連絡協議会	河内町自治会長連合会	連合組織の設置に向け調整
連合組織の活動内容 定期総会 自治会長大会（年１回） 正副会長会議（年７回） 理事会（年５回） 自治会指導者研修会 地区ブロック会議 防災部会 協働推進委員会 会報誌の発行	定期総会 理事会（年３回） 自治会長研修（年１回）	定期総会 理事会（年４回） 自治会長研修会（年２回）	
自治会長の身分			
自治会長の身分 任意団体の長	非常勤特別職	非常勤特別職	合併時に宇都宮市の制度に合わせ、 任意団体の長として扱う。
単位自治会の活動内容 回覧版の作成・配布 防犯灯の維持・管理 ごみステーションの維持管理 各種募金の取りまとめ 各種委員等の推薦 地区の防犯・防災・交通安全 住民の要望，意見を市に伝達	回覧版の作成・配布 防犯灯の維持・管理 ごみステーションの維持管理 各種募金の取りまとめ 各種委員等の推薦 地区の防犯・防災・交通安全 住民の要望，意見を町に伝達 地区の問題を町と調整 町からの連絡事務	回覧版の作成・配布 防犯灯の維持・管理 ごみステーションの維持管理 各種募金の取りまとめ 各種委員等の推薦 地区の防犯・防災・交通安全 住民の要望，意見を町に伝達 地区の問題を町と調整 町からの連絡事務	

宇 都 宮 市	上 河 内 町	河 内 町	備 考
自治会への補助金等			
連合組織への補助金 連合会運営費 8,384 千円 地区連活動促進費 20,250 千円 均等割@150,000 世帯割 @120 地区連会長活動促進費 1,776 千円 均等割@4,000×12	連絡協議会運営費 2 0 0 千円	連合会補助金 50 千円	平成 20 年度から宇都宮市の制度に統一
単位自治会への補助金等 単位自治会長活動促進費 20,877 千円 均等割@3,500 世帯割 @150	非常勤特別職報酬 4,300 千円 均等割@100,000 世帯割 @500	非常勤特別職報酬 13,031 千円 均等割@105,000 世帯割 @790 (上限額 421,000)	
平均的規模の自治会補助金額 29,150 円	143,500 円	250,360 円	
地域集会所建設補助等			
地域集会所建設補助 建設に要した費用の 40%以内 (新築) 3 5 0 万円以内 (移設) 1 1 0 万円以内 (増改築) 1 2 5 万円以内 コミュニティ倉庫 建設に要した費用の 40%以内 (新築) 3 0 万円以内 (移設) 1 0 万円以内 (増改築) 1 0 万円以内	建設に要した費用の 20%以内 (新築) — (移設) — (増改築) — — — —	建設に要した費用の 20%以内 (新築) 3 0 0 万円以内 (移設) — (増改築) 1 0 0 万円以内 — — —	宇都宮市を基準に調整

宇 都 宮 市	上 河 内 町	河 内 町	備 考
地域集会所建設資金融資 (新築) 400万円・5年 (移設) 200万円・5年 (増改築) 60万円・5年 (土地) 750万円・10年	制度なし	制度なし	
地域集会所家賃補助 賃借料年額－(世帯数× 3,000円×60%) (限度額) 年10万円	制度なし	制度なし	
地域集会所 設置数 389	設置数 26	設置数 47	
まちづくり組織 37 対象エリア 市中心部－概ね小学校区(25) 市周辺部－概ね中学校区(12) 拠点施設数 36	なし	なし	平成18年4月1日現在
その他コミュニティ団体 なし	なし	モデルコミュニティ 1 拠点施設数 1	

コ コミュニティ関係事業の取扱い

(1) 先進事例

ア 秋田市の例（平成 17 年 1 月 11 日合併 編入 1 市 2 町）

住民自治関係事業については、合併時又は合併翌年度から秋田市の制度に統一する。ただし、2 町のコミュニティセンター類似施設の管理は、現行どおりとする。

イ 相模原市の例（平成 18 年 3 月 20 日合併 編入 1 市 2 町）

- 1 行政連絡機構及び行政連絡業務については、合併時は現行どおりとし、合併後新市の一体性を確保するために、3 年を目途に見直しを行う。ただし、行政連絡業務のうち、広報紙の配布については、自治会運営に支障のないように配慮し、合併時に相模原市の制度に統合する。
- 2 自治会等への運営や活動に対する助成等は、当面、現行の支援体制を基本とし、合併後、3 年を目途に見直しを行う。

ウ 長野市の例（平成 17 年 1 月 1 日合併 編入 1 市 1 町 3 村）

- 1 大岡村、豊野町、戸隠村及び鬼無里村のそれぞれの地区に、行政連絡区を組織する。行政連絡区の区域については、地域の実情を尊重する。
- 2 行政連絡のため、行政連絡区ごとに区長を置き、大岡村、豊野町、戸隠村及び鬼無里村をそれぞれ単位とする地区区長会を組織し、長野市の地区区長会と同一の組織として位置付ける。
- 3 大岡村、豊野町、戸隠村及び鬼無里村の区長会等への交付金及び報酬については、長野市の区長会運営費交付金、地区区長会活動費交付金及び区長連絡事務費交付金に統一する。
- 4 防犯灯設置事業等補助金については、長野市の制度に統一する。
- 5 市民事故見舞金については、長野市の制度を適用する。

エ 岐阜市の例（平成 18 年 1 月 1 日合併 編入 1 市 1 町）

- 1 自治組織への運営補助金等については、合併後 5 年を目途に岐阜市の制度を基本に調整するものとする。なお、それまでの間については、岐阜市の例により算出した額が、従前の運営補助金、町内会長報償金、広報紙配布手数料の合計額に満たない場合においては、その差額を限度として別途交付するものとする。ただし、町内会長報償金等の個人給付については、新市での公平性に配慮し、合併後 1 年を目途に廃止するものとする。
自治組織は地域コミュニティの重要な要素であることから、特に都市内分権のあり方を踏まえ、住民自治の振興、活性化に資するよう配慮するものとする。
- 2 地域の所有にかかる集会施設等の建設・修理等の補助については、岐阜市の制度を基本に調整するものとする。

オ 高松市の例（平成 18 年 1 月 10 日合併 編入 1 市 1 町）

- 1 コミュニティ施策については、高松市の制度に統一する。
- 2 庵治町集会所については、高松市に引き継ぐ。
- 3 庵治町の自治会活動支援補助については、合併年度及び合併年度の翌年度に限り、現行のとおりとする。

カ 宮崎市の例（平成 18 年 1 月 1 日合併 編入 1 市 1 町）

- 1 佐土原町の区会は、合併した日の属する年度の翌年度から宮崎市の自治会連合会の中の地区連合会とする方向で、合併までに自治会等と協議するものとする。
- 2 地区会活動の運営補助は、合併した日から 5 年を経過した日の属する年度までは現行のままとし、その後については、合併までに宮崎市の補助金制度を基本に検討するものとする。

（２） 関係法令

○ **市町村の合併の特例等に関する法律**（平成 16 年法律第 59 号）

（国，都道府県等の協力等）

第 65 条第 6 項 公共的団体は、合併市町村の円滑な運営の確保及び均衡ある発展に資するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 7 合併関係市町村の区域内の公共的団体等は、市町村の合併に際しては、合併市町村の一体性の確立に資するため、その統合整備を図るよう努めなければならない。

サ 環境・清掃関係事業の取扱い

協定項目	環境・清掃関係事業の取扱い		所管専門部会名	住民部会
調整の方向性	1 環境・清掃事業の取扱いについては、原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。 2 環境基本計画については、原則として宇都宮市の計画を基準に、合併までに方向付けを行い、新市に移行後、速やかに調整する。 3 ごみ収集運搬業務については、合併までに方向付けを行い、新市に移行後、速やかに調整する。 4 し尿収集運搬業務については、新市に移行後も当分の間現行どおりとし、段階的に調整する。			
現 状 ・ 課 題 ・ 対 応				
1 環境基本計画（環境基本計画の策定状況）				
宇 都 宮 市	上 河 内 町	河 内 町	備 考	
○ 市環境基本計画 ・ 策定 平成15年2月 ・ 期間 平成15～22年度	なし	なし	宇都宮市環境基本条例の義務規定に基づき策定した計画であり、環境行政の根幹となるもの。 現計画は、全市的施策に係る目標数値や主体別（市、市民、事業者）・地域別（北西部、南部等）の環境配慮指針を設定しているが、市民生活と密着したものであり、新市に見合った計画に改定する。	
2 ごみ収集運搬事業				
宇 都 宮 市	上 河 内 町	河 内 町	備 考	
ごみ収集形態 ・ 委託（6社） ・ 直営 ・ 粗大－委託（H16～）	・ すべて委託 （ごみ種別3社） ・ 粗大－委託	・ すべて委託 （地区別2社） ・ 粗大－委託	宇都宮市の制度を基準として、合併後速やかに調整	

宇 都 宮 市	上 河 内 町	河 内 町	備 考
資源物（紙・布）収集形態 ・委託（地区別２社）	・委託（１社）	・委託（ごみと同じ２社）	宇都宮市の制度を基準として、合併後速やかに調整
収集頻度(焼却はすべて週２) ・焼却以外（週１）	・びん缶・危険（週１） ・紙布・ペットボトル（月２） ・不燃（隔月１）	・焼却以外（週１）	
収集開始時間 ・７時（直営は８：３０）	・８時	・８時	
白色トレイ収集 ・委託（Ｈ１６～）	×	×	
粗大ごみ電話受付 ・委託	・直営	・直営	粗大ごみの定義・収集方法などについて、宇都宮市を基準に調整
３ し尿収集運搬事業			
宇 都 宮 市	上 河 内 町	河 内 町	備 考
し尿収集形態 ・委託（２社）	・許可（２社）	・許可（２社）	合併後、段階的に調整
し尿汲み取り料金 ・人員割（３６０円） ・世帯割（２８０円） ・重量制（２１０円／１８リットル）	・人員割（３５０円） ・世帯割（２７０円） ・重量制（２００円／１８リットル）	・人員割（３５０円） ・世帯割（２７０円） ・重量制（２００円／１８リットル）	
し尿処理券制度 ○	×	×	

サ 環境・清掃関係事業の取扱い

(1) 先進事例

ア 函館市の例 (平成 16 年 12 月 1 日合併 編入 1 市 3 町 1 村)

- 1 ごみの分別, 収集, 手数料については, 函館市の制度に統一する。
- 2 し尿の収集, 手数料については, 函館市の制度に統一する。

イ 前橋市の例 (平成 16 年 12 月 5 日合併 編入 1 市 1 町 2 村)

1 環境対策事業の取扱い

- (1) 騒音, 振動, 悪臭及び特定建設作業の規制, 測定, 監視等については, 現行のままとする。
- (2) 新エネルギー導入事業については, 宮城村の制度を適用する。
ただし, 補助額及び補助率については, 別途検討する。

2 清掃事業の取扱い

- (1) ごみの分別及び収集については, 新市に移行後も当分の間, 現行のままとし, 段階的に調整する。
ただし, 犬, 猫等の動物の死体収集については, 前橋市の制度に統一する。
- (2) ごみ処理手数料については, 合併時までには制度を統一する。
ただし, 犬, 猫等の動物の死体処理手数料については, 前橋市の制度に統一する。
- (3) し尿収集については, 現行のままとする。
ただし, し尿収集手数料及び負担軽減助成金については, 前橋市の制度に統一する。
- (4) ごみ処理施設及びし尿処理施設に関する地元還元対象については, 現行のままとする。

ウ 鹿児島市の例 (平成 16 年 11 月 1 日合併 編入 1 市 5 町)

1 ごみ処理事業の取扱いについて

- (1) ごみ処理事業については, 合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。ただし, 家庭ごみの収集形態等については, 現行どおりとする。
- (2) 家庭ごみのステーションボックス設置補助事業については, 平成 17 年度に再編するものとする。

2 し尿処理事業の取扱い

- (1) し尿等の収集形態については, 現行どおりとし, 合併後のし尿等の発生量の推移等を見て, 見直しを行う。
- (2) し尿等の処理体制については, 合併時に再編するものとする。

シ 介護保険関係事業の取扱い

協定項目	介護保険関係事業の取扱い			所管専門部会名	保健福祉部会
調整の方向性	1 介護保険関係事業の取扱いについては、原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。 2 第3期介護保険事業計画（平成18年度～平成20年度）については、1市2町の第3期介護保険事業計画の集合をもって取り扱う。 3 第1号被保険者の保険料については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から宇都宮市の制度に統一する。 4 市町村特別給付（紙おむつ購入費の支給）については、合併年度の翌年度から宇都宮市の制度に統一する。				
現 状 ・ 課 題 ・ 対 応					
人口等（※平成18年3月末日時点）					
項 目	宇 都 宮 市	上 河 内 町	河 内 町	備 考	
人 口	452,310人	9,839人	35,355人		
うち65歳以上	77,440人	2,040人	5,461人		
高齢化率	17.12%	20.7%	15.4%		
要支援・要介護認定者数	12,127人	298人	710人		
要 支 援	1,673人	44人	98人		
要介護1	4,196人	87人	183人		
要介護2	1,826人	54人	116人		
要介護3	1,679人	45人	112人		
要介護4	1,542人	36人	93人		
要介護5	1,211人	32人	108人		
介護給付基金残高（※平成18年5月末日時点～平成17年度決算額～）					
項 目	宇 都 宮 市	上 河 内 町	河 内 町	備 考	
基金残高	1,440,213,541円	2,249,058円	32,738,402円		

保 険 料	1 平成18年度介護保険料（※平成18年6月現在）							
	段階区分	宇 都 宮 市		上 河 内 町		河 内 町		備 考 ・ 第1号被保険者（65歳以上）の保険料は、3年を単位とした介護保険事業期間ごとに見直される。
		金額	人数割合	金額	人数割合	金額	人数割合	
	第1段階	22,300円	2.1%	22,100円	0.1%	22,800円	0.6%	
	第2段階	22,300円	14.2%	22,100円	9.9%	22,800円	9.6%	
	第3段階	33,500円	8.5%	33,100円	6.0%	34,200円	6.2%	
	第4段階	44,700円	34.2%	44,200円	55.8%	45,600円	48.3%	
	第5段階	55,800円	24.0%	55,200円	21.3%	57,000円	27.7%	
	第6段階	67,000円	17.0%	66,200円	6.9%	68,400円	12.1%	
	合計人数	78,204人		1,997人		5,461人		
2 納期								
	徴収区分	宇 都 宮 市		上 河 内 町		河 内 町		備 考 ・ 普通徴収の納期は、宇都宮市及び上河内町は8期，河内町は6期である。
	特別徴収	年金支払月の6回		年金支払月の6回		年金支払月の6回		
	普通徴収	8期（7月以降翌年2月までの毎月）		同左		6期（7，8，9，11，12，2月）		
市 町 村 特 別 給 付	事業名	宇 都 宮 市		上 河 内 町		河 内 町		備 考 ・ 宇都宮市では要介護1以上の人が大人用紙おむつを購入した場合，5,500円を限度としてその9割を支給する。 ・ その他の町では町社会福祉協議会の事業として実施している。
	紙おむつ購入費の支給事業	紙おむつ購入費の支給を実施。 ・ 該当者 1,766人（※平成18年3月実績）		支給なし（参考） ・ 社会福祉協議会を通して，介護度が ①要支援1・2，要介護度1 ⇒ 20,000円／年 ②要介護度2・3 ⇒ 35,000円／年 ③要介護度4・5 ⇒ 60,000円／年の年4回現物支給。 ・ 該当者は約70名		支給なし（参考） ・ 社会福祉協議会を通して，要介護4，5のみ5,000円／月の現物支給。 ・ 現制度該当者 約15名 ・ 認定者数 201名		

シ 介護保険事業の取扱い

(1) 先進事例

ア 相模原市の例 (平成 19 年 3 月 11 日合併予定 編入 1 市 1 町)

介護保険事業の取扱いについては、合併時に相模原市の制度に統合する。

- 1 介護保険料の取扱いは、合併時に相模原市の制度に統合する。
- 2 訪問介護サービス利用者負担助成事業は、現行のまま新市に引き継ぐ。
- 3 社会福祉法人利用者負担助成事業は、現行のまま新市に引き継ぐ。
- 4 訪問入浴サービス利用者負担助成事業は、合併時に相模原市の制度を適用する。なお、事業の継続について検討する。
- 5 介護サービス適正実施指導事業は、合併時に相模原市の制度を適用する。
- 6 介護認定審査会は、合併時に相模原市の制度に統合する。
- 7 要介護認定事務は、合併時に相模原市の制度に統合する。
- 8 介護（支援）サービス等給付事業は、現行のまま新市に引き継ぐ。
- 9 財政安定化基金拠出金は、現行のまま新市に引き継ぐ。
- 10 介護保険給付費支払準備基金積立金は、現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、基金残高については、合併時に統合する。
- 11 介護保険事業計画は、合併時に新市において検討する。
- 12 被保険者資格の管理及び被保険者証の交付は、合併時に相模原市の制度に統合する。

イ 富山市の例 (平成 17 年 4 月 1 日合併 新設 1 市 4 町 2 村)

介護保険事業については、次のとおり調整する。

1 介護保険料の算定

介護保険料の算定については、合併時に富山市の例により統合する。

なお、平成 18 年度以降の保険料については、新市において新たに策定する介護保険事業計画に基づいて算定する。

2 介護保険料の賦課・徴収事務

賦課・徴収事務については、合併時に 6 町村の例により統合する。

3 介護保険料の減免・徴収猶予

減免・徴収猶予については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

ウ 豊田市の例 (平成 17 年 4 月 1 日合併 編入 1 市 4 町 2 村)

- 1 介護保険事業計画は、平成 17 年度までは現行の各市町村の計画を存続し、平成 18 年度から統一した事業計画を実施する。
- 2 介護保険料は、平成 17 年度までは各市町村の現行の保険料のまま不均一賦課とし、平成 18 年度から均一の保険料とする。

- 3 介護給付費準備基金積立金は、平成17年度までは現行の各市町村の計画のとおりとし、新たな介護保険事業計画策定時に調整する。
- 4 市町村特別給付は、合併時に豊田市の制度に統一する。
- 5 介護保険料徴収は、合併時に豊田市の制度に統一する。
- 6 保険料及び利用料の減免は、合併時に豊田市の制度に統一する。

エ 高知市の例（平成20年1月1日合併予定 編入 1市1町）

- 1 第1号被保険者（65歳以上）の保険料は、平成19年度は現行のとおりとし、平成20年度から統一する。
- 2 春野町の第1号被保険者の保険料（普通徴収）にかかる納期は、平成19年度は現行のとおりとし、平成20年度から高知市の10期制（6月～翌年3月）に統一する。
- 3 春野町の減免制度は、平成19年度は現行のとおりとし、平成20年度から高知市の制度に統一する。
- 4 春野町の介護認定調査及び介護認定審査会は、合併時まで調整する。
- 5 春野町の地域包括支援センターは、当分の間現行のとおりとし、新市において制度の見直しを図る。

ス 保健衛生関係事業の取扱い

協定項目	保健衛生関係事業の取扱い			所管専門部会名	保健福祉部会
調整の方向性	1 保健衛生関係事業の取扱いについては、原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。 2 乳児健康診査の取扱いについては、原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。 3 成人健康診査の取扱いについては、原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。ただし、上河内町・河内町の区域において受診率の低下を来さないよう、健診の実施手法について対応策を検討する。 4 各市町で実施している健康づくり事業、子育て支援事業及び献血関係事業については、宇都宮市の制度に統一する。				
現 状 ・ 課 題 ・ 対 応					
項 目	宇 都 宮 市	上 河 内 町	河 内 町	備 考	
人口等					
住民基本台帳人口	4 5 2 , 3 1 0 人	9 , 8 3 9 人	3 5 , 3 5 5 人	平成 18 年 3 月末	
4 0 歳以上人口	2 3 0 , 8 0 2 人	5 , 5 9 4 人	1 8 , 4 1 1 人	平成 18 年 3 月末	
出生数	4 , 5 5 6 人	7 0 人	3 1 9 人	平成 17 年 1 月 1 日～12 月末	
各種事業実施の状況					
乳児健康診査				宇都宮市を基準に調整	
健診方法	個別	集団	集団		
対象月齢	4 か月児・10 か月児	4 か月児・8 か月児 ・12 か月児	4 か月児・10 か月児		

	宇 都 宮 市	上 河 内 町	河 内 町	備 考
健康診査（成人）				宇都宮市を基準に調整
健診方法				
基本健診	個別・集団	個別・集団	個別・集団	
肺 が ん検診	個別・集団	集 団 の み	個別・集団	
胃 が ん検診	集 団 の み	集 団 の み	集 団 の み	
大腸がん検診	個別・集団	集 団 の み	集 団 の み	
子宮がん検診	個別・集団	集 団 の み	個別・集団	
乳 が ん検診	個別・集団	集 団 の み	個別・集団	
個別委託先	宇都宮市医師会	宇都宮市医師会	宇都宮市医師会	
集団委託先	宇都宮市医師会 宇都宮市医療保健事業団 栃木県保健衛生事業団	栃木県保健衛生事業団	栃木県保健衛生事業団 北斗会宇都宮東病院	
自己負担額（集団）				
基本健康診査	1, 2 6 0 円	1, 0 0 0 円	1, 0 0 0 円	
肺 が ん検診	4 0 0 円	無料	無料	
胃 が ん検診	9 4 0 円	無料	8 0 0 円	
大腸がん検診	5 2 0 円	無料	5 0 0 円	
子宮がん検診	8 0 0 円	無料	7 0 0 円	
乳 が ん検診	4 0 0 円	無料 (超音波検査含む)	5 0 0 円 (超音波検査含む)	

	宇 都 宮 市	上 河 内 町	河 内 町	備 考
健康づくり事業				
健康づくり実践活動の推進	○	×	×	宇都宮市を基準に調整
訪問指導（成人）	○	○	○	宇都宮市を基準に調整
在宅歯科診療事業	○	×	×	宇都宮市を基準に調整
食生活改善事業	○	○	○	宇都宮市を基準に調整
糖尿病予防事業	○	×	×	宇都宮市を基準に調整
子育て支援事業				
母子健康手帳の交付	○	○	○	宇都宮市を基準に調整
未熟児グループ支援	○	×	×	宇都宮市を基準に調整
子育て相談ホットライン	○	×	×	宇都宮市を基準に調整
訪問指導（母子）	○	○	○	宇都宮市を基準に調整
妊産婦乳幼児扶助	○	×	×	宇都宮市を基準に調整
母子保健推進協議会	×	×	○	廃 止 の 方 向 で調整
献血関連事業				
献血事業の普及啓発・献血受入れの促進	○	○	○	宇都宮市を基準に調整

ス 保健衛生関係事業の取扱い

(1) 先行事例

ア 函館市の例（平成 16 年 12 月 1 日合併 編入 1 市 3 町 1 村）

- 1 健康診査事業，検診事業，予防接種事業については，函館市の制度に統一する。
- 2 その他の保健事業については，それぞれの地域特性や経緯を踏まえながら，統合・再編などを行い，保健事業の充実に努めるものとする。

イ 秋田市の例（平成 17 年 1 月 11 日合併 編入 1 市 2 町）

保健，衛生事業については，合併時に秋田市の制度に統一する。ただし，一部の事務事業については，廃止する。

ウ 岐阜市の例（平成 18 年 1 月 1 日合併 編入 2 市 4 町）

- 1 初期救急医療体制については，関係機関，関係団体との調整を図り，速やかに岐阜市の制度に統一するものとする。
 - 2 乳幼児健康診査については，4 か月児，10 か月児，1 歳 6 か月児，3 歳児，5 歳児を対象に実施するものとする。
 - 3 妊婦健康診査については，個別健診方式により期間中 2 回の一般健診を実施するものとし，県外受診者については柳津町の例により償還払い制度を導入するものとする。また，期間中 1 回の歯科健診を実施し，事業の充実に努めるものとする。
- 超音波検査については，現行のとおりとする。

エ 松山市の例（平成 17 年 1 月 1 日合併 編入 2 市 1 町）

- 1 母子保健事業については，合併時に松山市の制度・方式に統一する。
- 2 老成人保健事業については，合併時に松山市の制度・方式に統一する。
- 3 感染症対策事業については，合併時に松山市の制度・方式に統一する。
- 4 合併時から，救急医療体制（松山市急患医療センター運営事業，在宅当番医・救急医療情報提供事業及び休日診療所運営補助）については，松山市の制度・方式に統一する。
- 5 松山市は，当面，北条市保健センター及び中島町保健センターを松山市保健センターの分室として管理・運営する。
- 6 中島町の各種保健事業にかかる汽船旅客運賃助成事業については，協定項目「その他の事業」で別に確認する。
- 7 その他の事項については，原則，松山市の制度・方式に統一する。

セ 学校教育関係事業の取扱い

協定項目	学校教育関係事業の取扱い		所管専門部会名	教育部会
調整の方向性	1 学校の通学区域については、新市に移行後、全市的な通学区域の見直しの必要性を検討する。			
	2 学校給食については、各市町の調理方式を現行のまま新市に引き継ぐ。また、給食費の算定方法については、新市に移行後も当分の間現行どおりとする。			
	3 校舎の大規模改造事業及び体育館整備事業については、簡易耐震診断未実施校について合併後早期に簡易耐震診断を実施し、その結果を基に宇都宮市の施設整備計画に組み込む。			
現 状 ・ 課 題 ・ 対 応				
1 学校の通学区域（学校の適正規模化に向けた通学区域の見直し等）				
宇 都 宮 市		上 河 内 町	河 内 町	備 考
・見直し予定なし		・見直し予定なし	・見直し予定なし	
学校数 小学校 59校 中学校 21校		3校 1校	6校 3校	平成18年4月1日現在
児童生徒数 小学校 25,026人 中学校 11,751人		543人 314人	2,047人 1,060人	平成18年5月1日現在
2 学校給食				
宇 都 宮 市		上 河 内 町	河 内 町	備 考
調理方式 自校調理方式		共同調理方式	自校調理方式	
給食センター設置		平成6年4月		

宇 都 宮 市	上 河 内 町	河 内 町	備 考
学校数 小学校 59校 中学校 21校	3校 1校	6校 3校	平成18年4月1日現在
児童生徒数 36,777人 教職員数 2,242人	857人 65人	3,107人 184人	平成18年5月1日現在
食数 39,019食	918食	3,291食	平成18年5月1日現在
給食費 小学校 3,929円 中学校 4,736円	4,200円 4,600円	4,300円 4,900円	平成18年5月1日現在
調理業務委託 ・調理業務委託（請負契約） 直営 小学校－31校 委託 小学校－28校 中学校－21校	・直営 小学校－3校 中学校－1校	・調理業務委託（請負契約） 直営 小学校－5校 中学校－3校 委託 小学校－1校	平成18年5月1日現在
3 学校の校舎及び体育館の耐震診断（対象：昭和56年以前の建築物）			
宇 都 宮 市	上 河 内 町	河 内 町	備 考
校舎の耐震診断 ・H12～17実施 小37校 中19校 ・診断不要（新耐震法以降） 小22校 中 2校	・H12～17実施 小0校 中1校のうち1棟 ・H18実施予定 小0校 中1校のうち1棟 ・診断不要 小3校 （新耐震法以降）	・H18実施予定 小1校 中0校 ・計画（H20～23） 小2校 中2校 ・診断不要（新耐震法以降） 小3校 中1校	
体育館の耐震診断 ・H15実施 小34校 中11校 ・診断不要（新耐震法以降） 小25校 中10校	・H18実施 小0校 中1校 ・診断不要 小3校 （新耐震法以降） 中0校	・未計画 小1校 中1校 ・診断不要（新耐震法以降） 小5校 中2校	

セ 学校教育関係事業の取扱い

(1) 先進事例

ア 高山市の例 (平成 17 年 2 月 1 日合併 編入 1 市 2 町 7 村)

- 1 小中学校建物等改造整備計画については、新市建設計画及び高山市総合計画に合わせて速やかに策定するものとするが、耐震診断については、合併までに各町村で計画的に実施する。
- 2 育英資金及び人材育成奨励金の町村が独自で実施している制度については、平成 16 年度をもって廃止する方向で調整するが、新たな育英資金制度を合併までに検討する。平成 16 年度以前に貸付を決定したものについては、経過措置を講じる。
- 3 学校給食については、当面各市町村の調理方式を継続し、現調理場での運営とするが、合併後において配送距離等可能な地域についてセンターの統廃合を検討する。
会計処理は高山市の例により、賄材料費は特別会計とする。
職員体制については、現在の体制を基本に別途調整する。
古川国府給食センターは、飛騨市との間で一部事務組合を設置する。
- 4 スクールバスの管理運営については、現行のまま新市に引き継ぐが、有効利用を図る観点から総合交通体系の調整と合わせて、新市において検討する。また、業務委託又は嘱託職員化を検討する。
- 5 中学校海外研修事業については、平成 16 年度をもって廃止する。なお、新市においては国際交流事業等学校教育の充実に努める。

イ 周南市の例 (平成 15 年 4 月 21 日合併 新設 2 市 2 町)

- 1 奨学金貸付事業
徳山市の例により調整する。ただし、貸付額については上位のものに合わせる。
- 2 就学費の援助
新南陽市・鹿野町の例により調整する。
- 3 通学区域〔小・中学校〕
新市に移行後、速やかに調整する。
- 4 学校給食の状況
 - (1) 給食費 新市に移行後、速やかに調整する。
 - (2) 公会計と私会計 新市に移行後、速やかに調整する。
 - (3) センター方式と単独校方式 現行のまま新市に引き継ぐ。
 - (4) 業務委託 現行のまま新市に引き継ぐ。
 - (5) 幼稚園給食 現行のまま新市に引き継ぐ。

ウ 鹿児島市の例（平成 16 年 11 月 1 日合併 編入 1 市 5 町）

学校教育事業については，合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。ただし，実施方法が異なる事業については，平成 17 年度に鹿児島市の制度に統合するものとする。

ソ 社会教育関係事業の取扱い

協定項目	社会教育関係事業の取扱い			所管専門部会名	教育部会
調整の方向性	1 社会教育団体及び文化スポーツ団体に対する補助制度については、宇都宮市の基準によるとともに、対象団体の統合に努める。 2 社会教育及び文化スポーツのイベント等の類似事業は、合併時に整理統合し一元化する。ただし、地域性が強く、実施の必要性が高い事業については、地域行政機関又は団体が行う。				
現 状 ・ 課 題 ・ 対 応					
1 社会教育団体及び文化スポーツ団体に対する補助制度					
項 目	宇 都 宮 市	上 河 内 町	河 内 町	備 考	
(1) 社会教育団体					
子ども会連合会	宇都宮市子ども会連合会	上河内町子ども会育成会連絡協議会	河内町子ども会連合会		
P T A連合会	宇都宮市P T A連合会	上河内町P T A連絡協議会	河内町P T A連絡協議会		
女性団体	宇都宮市地域婦人会連絡協議会				
自治公民館組織		上河内町自治公民館連絡協議会			
(2) 文化スポーツ団体					
文化協会	宇都宮市文化協会	上河内町文化協会	河内町文化協会		
体育協会	宇都宮市体育協会	上河内町体育協会	河内町体育協会		
芸術文化団体派遣支援	芸術文化団体派遣支援補助				
スポーツ大会開催支援	スポーツ大会開催補助金				
スポーツ大会出場支援	スポーツ大会出場補助金	スポーツ大会派遣補助金	スポーツ大会出場補助金 (スポーツ少年団)	上河内町は体育協会から支出	

2 社会教育及び文化スポーツのイベント等				
項 目	宇 都 宮 市	上 河 内 町	河 内 町	備 考
(1) 生涯学習・社会教育	・成人式	・成人式	・成人式	
	・市民大学	・ライフアップセミナー	・町民大学	
	・生涯学習センター文化祭	・文化祭	・公民館まつり	
(2) 文化スポーツ	・市民芸術祭	・文化祭	・文化祭 ・ふれあいカラオケ・舞踊ショー	
	・ジュニア芸術祭			
	・百人一首市民大会			
	・歩け歩け大会			
		・町民体育祭	・町民体育祭	
	・市民体育大会	・町民スポーツ大会		
	・マラソン大会		・町民マラソン大会	
			・町民駅伝競走大会	
	・ジャパンカップサイクルロードレース			
		・ニュースポーツ教室		
	・ジャズのまちづくり		・ふれあいサマーコンサート	

ソ 社会教育関係事業の取扱い

(1) 先進事例

ア 前橋市の例（平成 16 年 12 月 5 日合併 編入 1 市 1 町 2 村）

- 1 各種スポーツ教室の取扱いについては、前橋市の制度に統一するものとする。
ただし、大胡町、宮城村及び粕川村で独自に実施している教室等については、地域の実情、実績等を考慮し調整するものとする。
- 2 公民館事業の取扱いについては、前橋市の制度に統一するものとする。
ただし、大胡町、宮城村及び粕川村で独自に実施している事業等については、地域の実情、実績等を考慮し調整するものとする。
- 3 青少年海外派遣事業については、これまでの実績等を踏まえ、当分の間、現在の制度を継続し、その後、新たな制度により実施するものとする。
- 4 図書館の取扱いについては、前橋市の制度に統一するものとする。

イ 呉市の例（平成 16 年 4 月 1 日合併 編入 1 市 1 町）

- 1 原則として呉市の制度を適用するものとする。ただし、個別事業・制度等については、下蒲刈町地域の学校教育、社会教育、文化・スポーツ振興事業の推進が図られるよう、協議・調整を行うものとする。
- 2 下蒲刈町のまちづくり方針である「文化と歴史の掘り起こし」と「ガーデンアイランド構想」に基づき整備された三之瀬地区の歴史文化施設群については、呉市が引き継ぎ、適切な管理運営に努めるものとする。
- 3 学校教育施設、文化・スポーツ施設等は、現行のとおり呉市が引き継ぎ、維持管理・整備に努める。

ウ 廿日市市の例（平成 15 年 3 月 1 日合併 編入 1 市 1 町 1 村）

- 1 佐伯町及び吉和村の教育施設については、引き続き、現行のとおり管理及び運営を行う。
- 2 学校教育関係事業の取扱いについて
 - (1) 小・中学校の通学区域は、現行のとおりとする。
 - (2) 学校給食については、それぞれの施設を継続使用し、現行のとおり実施する。
- 3 3 市町村で実施している生涯学習関連事業については、それぞれの地域特性と経緯を踏まえながら統合、再編などの調整を行い、生涯学習の推進やスポーツの振興に努めるものとする。
- 4 佐伯町及び吉和村の指定文化財については、原則として、廿日市市に引き継ぐものとする。

エ 鹿児島市の例（平成 16 年 11 月 1 日合併 編入 1 市 5 町）

社会教育事業については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。ただし、実施方法が異なる事業については、平成１７年度に鹿児島市の制度に統合するものとする。